

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について



岩手県復興防災部消防安全課

岩手県自転車条例説明会

① 盛岡会場

6月14日（水）13:30～15:30
都南公民館3階 第1研修室

② 県南会場

6月5日（月）13:30～15:30
奥州地区合同庁舎分庁舎3階 第会議室

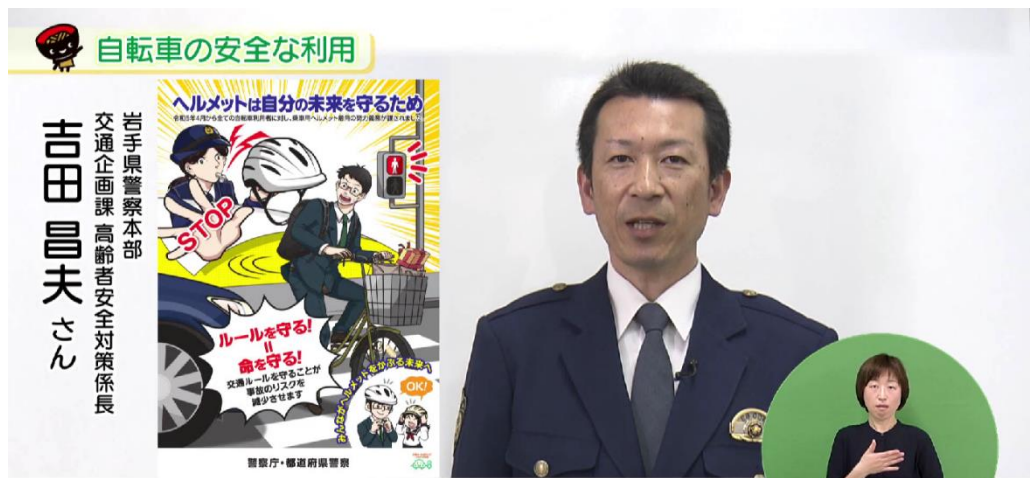
③ 沿岸会場

6月12日（月）13:30～15:30
釜石地区合同庁舎4階 大会議室

④ 県北会場

6月19日（月）13:30～15:30
二戸地区合同庁舎2階 2-A/2-B会議室

県政テレビ番組「いわて！わんこ広報室」



4月1日から 全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました



自転車は車両です

岩手県公式動画チャンネル

1 条例制定の背景



自転車活用の推進

(環境負荷の低減、健康増進、観光振興等)

- 自転車活用推進法 (平成28年法律第113号)
- 自転車活用推進計画 (平成30年6月8日閣議決定)
- 岩手県自転車活用推進計画 (令和3年3月策定)



自転車事故によるリスクの高まり

(高額賠償請求事案の発生、致死率が増加傾向)

- 最高9,521万円の高額賠償請求 (平成25年神戸地裁)
- 令和3年の致死率は平成24年の2.07倍 (岩手県)

令和5年4月1日施行

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

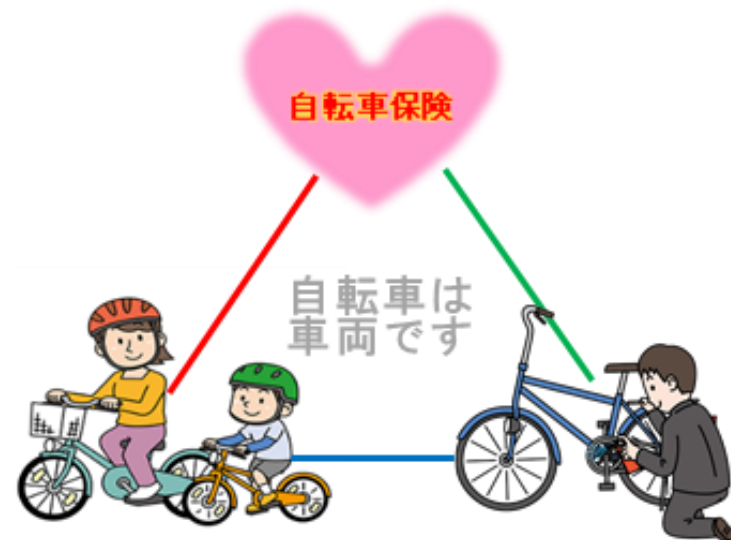
- ※ 具体的な取組に係る規定については、令和5年7月1日施行
- ※ 令和5年4月1日現在、42都道府県で自転車条例制定
未制定の5県は、島根県、岡山県、山口県、長崎県、沖縄県

2 条例の概要

1 目的（第1条）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者は、自転車通勤又は事業活動で自転車利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努める。・ 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努める。・ 自転車小売業者及び自転車貸出業者は、自転車購入又は整備する者及び自転車借受者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報提供を行うよう努める。・ 県は、交通安全団体と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるための取組について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。
<p>自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する</p>	
2 定義（第2条）	
<p>用語（「自転車」、「交通安全団体」及び「自転車損害賠償責任保険等」）の意義。</p>	
3 基本理念（第3条）	
<p>自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車利用が公共の利益の増進に資するものであり、自転車が車両であるという認識の下、県、市町村、県民、自転車利用者、事業者、及び交通安全団体が適切な役割分担の下に、相互に連携協力して行う。</p>	
4 各主体の責務（第4条～第8条）	
<ul style="list-style-type: none">○ 県の責務（第4条）<ul style="list-style-type: none">・ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を推進する。・ 市町村及び交通安全団体が実施する施策及び取組について、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。○ 県民の責務（第5条）<ul style="list-style-type: none">・ 自転車の安全で適正な利用についての理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。○ 自転車利用者の責務（第6条）<ul style="list-style-type: none">・ 法その他道路の交通安全の確保に関する法令を遵守するとともに、交通事故防止に関する知識を習得し、自転車の安全で適正な利用に努める。○ 事業者の責務（第7条）<ul style="list-style-type: none">・ 事業活動において自転車の安全で適正な利用に取り組むよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。○ 交通安全団体の責務（第8条）<ul style="list-style-type: none">・ 法その他道路の交通安全の確保に関する法令遵守に関する啓発その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努める。・ 県及び市町村が実施する施策に協力するよう努める。	
5 自転車の安全で適正な利用に関する教育等（第9条）	
<ul style="list-style-type: none">・ 県は国、市町村及び交通安全団体と相互に連携協力し、交通安全教育、広報及び啓発活動を行う。・ 保護者は、その監護する未成年者が自転車利用するときは、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努める。	
	6 自転車の点検・整備（第10条）
	<ul style="list-style-type: none">・ 自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸出業者は、利用又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検・整備に努める。・ 自転車小売業者は、自転車購入又は整備する者に対し、当該自転車の点検・整備に係る必要な情報を提供するよう努める。・ 県は、交通安全団体と連携し、自転車の定期的な点検・整備について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。
	7 自転車損害賠償責任保険等への加入、情報提供（第11条、第12条）
	<ul style="list-style-type: none">○ 自転車損害賠償責任保険等への加入（第11条）<ul style="list-style-type: none">・ 自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸出業者は、自転車損害賠償責任保険等へ加入するよう努める。○ 自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供（第12条）<ul style="list-style-type: none">・ 県は、交通安全団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供その他の必要な施策を講ずる。・ 事業者は、自転車通勤又は事業活動で自転車利用する従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努める。・ 学校の長は、自転車通学の児童、生徒若しくは学生又はその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努める。・ 自転車小売業者は、自転車購入又は整備する者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努める。・ 自転車貸出業者は、自転車借受者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努める。
	8 道路交通環境の整備（第13条）
	<p>県は、国及び市町村と連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用することができる道路環境の整備を図る。</p>



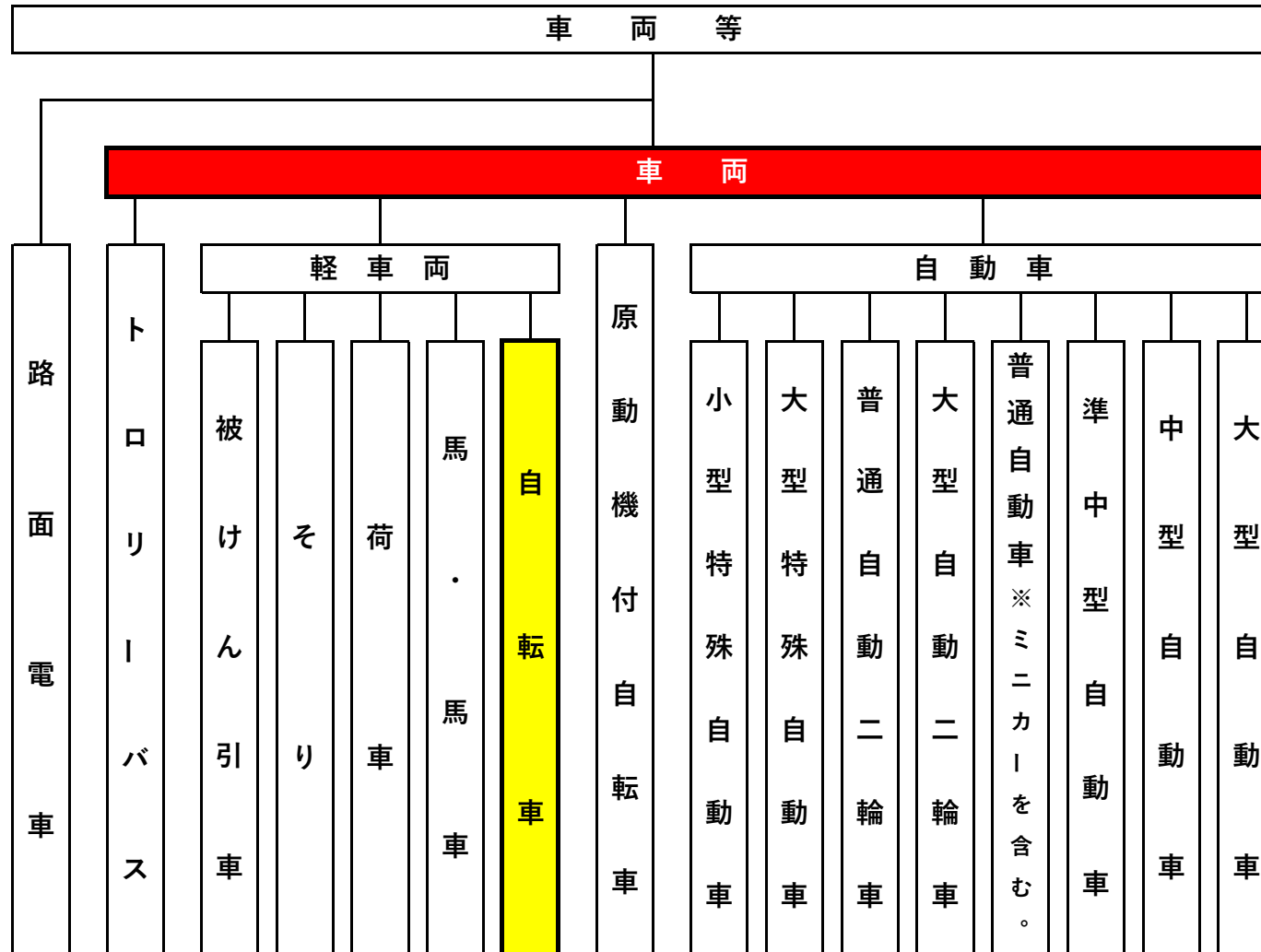
- ① **自転車**が**車両**であることをきちんと認識すること
- ② 自転車の**交通ルール**を理解して守らなければならないこと
- ③ 自転車を安全に利用できるように**点検・整備**をすること
- ④ 万が一の事故に備えて**自転車損害賠償責任保険等**に加入すること



4 ポイント① 自転車は車両であることを認識すること

<第3条第2項>

自転車の安全で適正な利用の促進は、**自転車は法第2条第1項第8号に規定する車両**であり、その運転によっては人の生命又は身体に著しい被害が生じる重大な事故を発生させることがあるものであるとの**認識**の下に行わなければならない。



4 ポイント② 自転車の交通ルールを理解して守らなければならないこと



<第6条>

自転車利用者は、**法その他道路の交通安全の確保に関する法令を遵守する**とともに、基本理念にのっとり、交通事故の防止に関する知識を習得し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



希望郷いわて
モニターアンケート

令和4年度第1回
「自転車の安全利用に
関する意識調査」



4 ポイント③ 自転車を安全に利用できるように点検・整備をすること

<第10条第1項>

次の各号に掲げる者（自転車利用者、保護者、事業者及び自転車貸出業者）は、当該各号に定める自転車について、定期的な**点検及び整備を行う**よう努めなければならない。

乗る前の
点検ポイントは
ここ！



ポイント 1 ブレーキ

まず、何より大切なのはブレーキ!!
ちゃんと利きますか？



ポイント 2 タイヤ

傷やヒビはありませんか？
すり減っていませんか？
空気は入っていますか？



ポイント 3 反射材

横から見て、反射材が地面から
垂直になっていますか？



ポイント 4 車体

フレームに亀裂はありませんか？
ハンドルやサドルに、がたつきや
ぐらつきはありませんか？
チェーンに錆びやたるみはあり
ませんか？



ポイント 5 ライト

ちゃんとつきますか？

4 ポイント④万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に参加すること



<第11条第1項>

自転車利用者は、その利用に係る **自転車損害賠償責任保険等に参加する** よう努めなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではない。※第2項では、保護者、事業者、自転車貸出業者にも加入に努めるよう規定

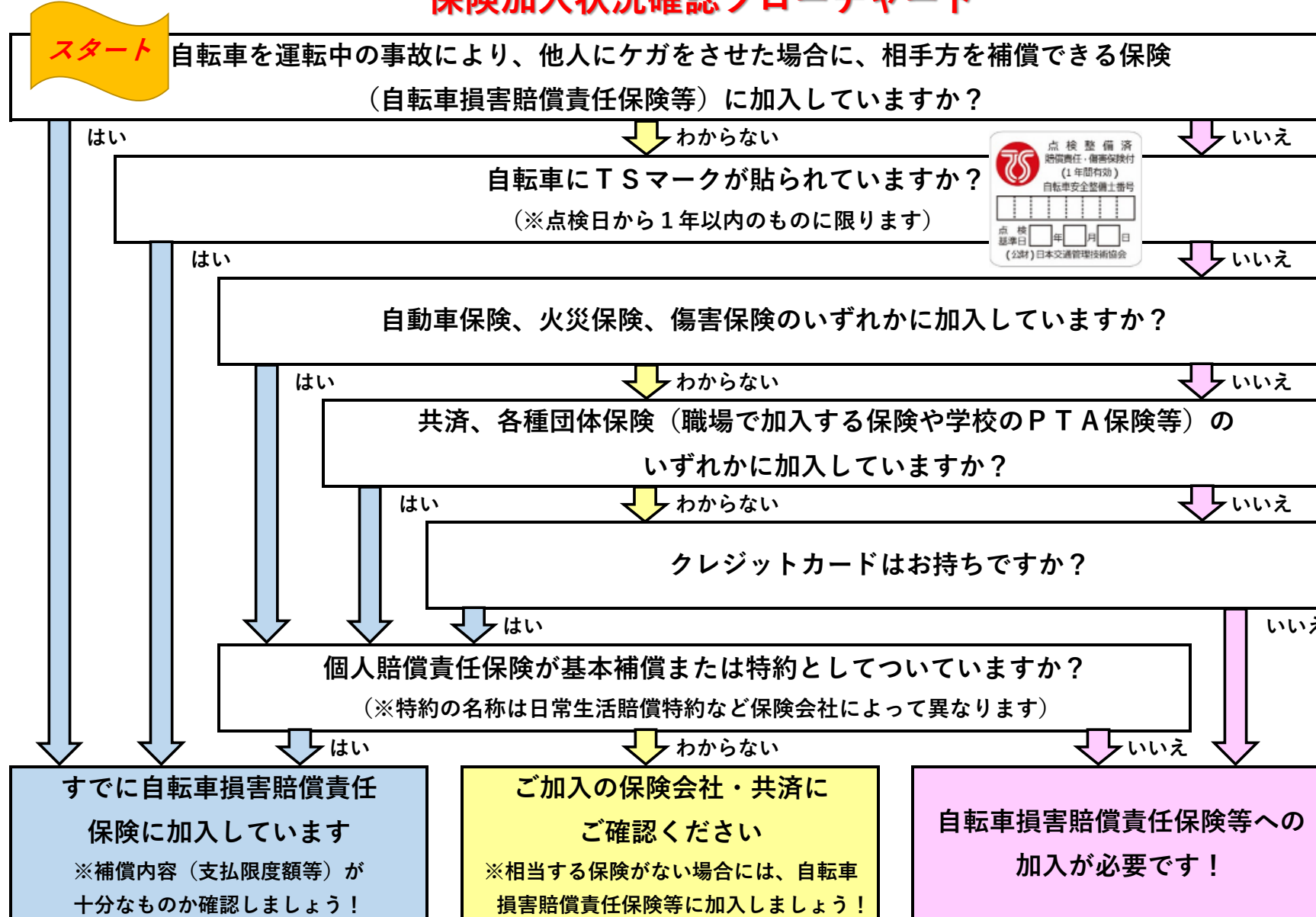
**自転車事故による
高額損害賠償事例**

賠償額 (万円)	裁判所 判決日	事故の概要
9,521	神戸地裁 平成25年7月4日	男子小学生（11歳） が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において 歩行中の女性（62歳） と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、 意識が戻らない状態 となった。
9,330	高松高裁 令和2年7月22日	男子高校生 が夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、 職務質問中の警察官（25歳） と衝突。警察官は、頭蓋骨骨折等で約2か月後に 死亡 した。
9,266	東京地裁 平成20年6月5日	男子高校生 が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を名斜めに横断し、 対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳） と衝突。男性会社員に 重大な障害（言語機能の喪失等） が残った
6,779	東京地裁 平成15年9月30日	男性 が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、 横断歩道を横断中の女性（38歳） と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に 死亡 した。
5,438	東京地裁 平成19年4月11日	男性 が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で 横断歩道を横断中の女性（55歳） と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に 死亡 した。

4 ポイント④万が一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険等に参加すること



保険加入状況確認フローチャート



岩手県高等学校PTA連合会の取組み

加盟校のすべての生徒が
賠償責任補償制度に参加



自転車損害賠償責任
保険等へ加入済

<補償内容>

事故の加害者になった場合に**最高1億円**を補償

※ 学校内・学校外・プライベート中も24時間補償

令和5年度 **全国高P連** (一社)全国高P連加盟PTAのみなさまへ

賠償責任補償制度のご案内

もし、うちの子が
事故の**加害者**になったら
どうしよう!?



もしものときの
経済的負担を補償します。

年間掛金
400円×生徒数
(※生徒数×9円の制度維持費を含みます。)

- 申込締切: 令和5年3月15日(水)
- 保険期間: **新規加入PTA** 令和5年4月1日(土)午前0時~令和6年4月1日(月)午後4時
更新PTA 令和5年4月1日(土)午後4時~令和6年4月1日(月)午後4時

一般社団法人 全国高等学校PTA連合会 引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社